

達 示 第 1 3 号

令和6年3月29日

札幌刑務所長 飛 鳥 雅 子

被収容者の遺留物の取扱いに関する実施細則

標記について、別添のとおり定め、本年4月1日から施行する。

なお、平成19年8月27日付け達示第43号「受刑者の遺留物の取扱いに関する実施細則」については、本達示施行日をもって廃止する。

## 別添

### 被収容者の遺留物の取扱いに関する実施細則

#### (趣旨)

第1条 この細則は、札幌刑務所、札幌刑務支所、札幌拘置支所及び小樽拘置支所における被収容者の遺留物（以下「遺留物」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

#### (釈放者の遺留物の取扱い)

第2条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）第53条に定める遺留物の国庫帰属等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 遺留金は、国庫金として歳入に納付する。

(2) 売払又は換価が可能な遺留物は、売払又は換価してその代金等を国庫金として歳入に納付する。

2 売払又は換価ができない遺留物は、廃棄するものとする。

3 前項により遺留物を廃棄するときは、「遺留物廃棄簿」（別紙1）をもって所長決裁を受けるものとする。

4 特別領置に係る運転免許証、技能講習修了証、年金手帳、健康保険証、身体障害者手帳等の各種証明証類は、発行元である関係機関に確認して引渡しを講じるものとし、同措置を講じることができないものは、廃棄するものとする。

#### (逃走者等の遺留物の取扱い)

第3条 法第54条に定める遺留物の国庫帰属等の取扱いは、前条に準じて処理するものとする。

#### (死亡者の遺留物の引渡し)

第4条 死亡者の遺留物については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という。）第22条で定める遺族等に対し、その申請に基づき、速やかに引き渡すものとする。

2 前項の申請は、前項の「物品一覧表」を添付した「遺留物引渡し申請書」(別紙2)をもって行うものとする。

(引渡しの順序)

第5条 遺留物を引き渡す遺族等が二人以上ある場合は、規則第23条で定める順序によるものとする。

2 死亡した被収容者が外国人である場合は、本邦に派遣された外国(被収容者が属する国に限る。)の大使、公使、領事その他これらに準ずる者に対して、当該被収容者の遺留物を引き渡すものとする。

(遺留物の引渡しの方法等)

第6条 遺留物の引渡しに際しては、遺族等に対し、法務省所管物品管理事務取扱規程(訓令)第37条の規定による「物品一覧表」(第24号様式)を添付した同条規定の「遺留物(品)書留簿」(第26号様式)を提示して、その確認を求め、同書留簿に遺族等の署名及び受領印を徴するものとする。

2 遺留金の引渡しに際しては、遺族等に対し、別紙3の領収書を徴するものとする。

(公告等)

第7条 死亡した被収容者の遺族等の所在が明らかでないため、遺族等への通知ができないときは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇等に関する法律施行令で定める方法によって公告するものとする。

2 遺族等への通知又は公告後、法第55条第3項に定める経過日までに遺族等から引渡しの申請がないときは、第2条に定める国庫帰属等の取扱いに準じて処理するものとする。

## 遺 留 物 廃 棄 簿

決裁年月日	年 月 日			
称呼番号	第 番	氏 名		
物品管理官	領置物品 取扱主任官	取扱者	発生事由	
遺留物	衣類臥具（別紙のとおり）			点
	衣類臥具以外の物品（別紙のとおり）			点
	合 計			点
物品管理官	領置物品 取扱主任官	取扱者	てん末	

決裁年月日	年 月 日			
称呼番号	第 番	氏 名		
物品管理官	領置物品 取扱主任官	取扱者	発生事由	
遺留物	衣類臥具（別紙のとおり）			点
	衣類臥具以外の物品（別紙のとおり）			点
	合 計			点
物品管理官	領置物品 取扱主任官	取扱者	てん末	

## 遺留物引渡し申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

札幌刑務所長 殿

(住 所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(氏 名) \_\_\_\_\_ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 印

(続 柄) \_\_\_\_\_

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に死亡した 〇〇 〇〇 の遺留物（別添「物品一覧表」のとおり）の引渡しを申請します。

別紙 3

年 月 日

札幌刑務所長 殿

領 収 書

¥ \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ の遺留金として受領しました。

(内 訳)

領 置 金	円
作業報奨金	円
死亡手当金	円

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 ( )